

# オフセット・クレジット(J-V E R)制度案 に対する意見募集の結果について

## 1. 意見募集の概要

「オフセット・クレジット (J-VER) 制度案」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 20 年 10 月 24 日（金）～平成 20 年 11 月 6 日（木）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び環境省ホームページ
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAX のいずれか

## 2. 提出された意見数

意見提出者数：27 団体  
のべ意見数：85 件

## 3. 提出された意見の概要及びそれに対する考え方について

別紙のとおり

## オフセット・クレジット(J-VER)制度案に対する意見募集結果とその対応方針について(整理表)

※「オフセット・クレジット(J-VER)理事会」は「オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会」と改称することといたしました。

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
<b>オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則(案)について</b>			
	頁		
1	1 第1章 1.1 目的・位置づけ	排出量取引の国内統合市場の試行的実施において、オフセット・クレジット(J-VER)を活用できることを発行の条件とすべき。	オフセット・クレジット(J-VER)制度は、わが国において普及しつつある個人、企業等による自主的なカーボン・オフセットの取組みを一層促進するため、カーボン・オフセットに活用できる国内の排出削減・吸収活動による信頼性の高いクレジットを供給することを目的として創設するもので、消費者等にとっても安心して利用できるよう、一定の信頼性を確保できる制度としております。なお、本クレジットの遵守目的への利用については、各制度の管理者の判断によって活用することを排除するものではありません。
2	1 第1章 1.1 目的・位置づけ	本制度の実施目的、実施の主旨や産出されるクレジットの活用可能範囲を明確にするべき。	
3	1 第1章 1.1 目的・位置づけ	クレジットの無効化方法及びこの削減実績としてカウントされるのかを明記するべき。 プロジェクト申請書において、用途のチェック欄を設けてはどうか。	クレジットの無効化とは、オフセット・クレジット(J-VER)の所有者により、その無効化口座への移転が完了したことを指します。これにより、一つのクレジットが二重に使われる(ダブルカウント)ことを防ぐことができます。無効化口座に移転されたクレジットは、それ以降、オフセット目的等で売買・使用ができなくなります。オフセット・クレジット(J-VER)の使用目的は購入者によって異なり得るため、プロジェクト申請書に無効化方法を記載する欄を設ける必要はないと考えます。
4	1 第1章1.3. オフセット・クレジット(J-VER)の信頼性確保	金銭取引が行われる以上、信頼性の確保は必須であるので、取引の透明性を高めるようご配慮いただきたい。	オフセット・クレジット(J-VER)の取扱いについては、国別登録簿や環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)における登録簿に準じたクレジット管理及び口座管理を行う予定であり、取引に際しても、信頼性を高めるための工夫を進めていきたいと考えております。
5	1 第1章1.3. オフセット・クレジット(J-VER)の信頼性確保	小規模かつ広範囲な取組を促進することに留意し、「原則」からはずれる場合の考え方や簡易な検証・計算方法を明示すべき。	ポジティブリスト及び方法論において活動の規模等を考慮した上で条件や基準等を設定してまいります。広範囲にわたる分野における排出削減・吸収プロジェクトが対象となるよう、今後、ポジティブリスト及び方法論を検討していく予定です。
6	1 第1章1.3. オフセット・クレジット(J-VER)の信頼性確保	「温室効果ガス排出削減・吸収量の検証は、ISO14065 で認定された検証機関が実施することとしている。」とされているが、有限責任中間法人サステナビリティ情報審査協会(旧、日本環境情報審査協会)が認定する審査機関も検証機関として検証できるように加えるべき。	Voluntary Carbon Standard(VCS)等の海外VER制度においても、ISO14065に基づき認定された第三者機関が検証を実施することとしており、本制度を国際標準と整合した信頼性を確保する観点から、本制度においても、温室効果ガス排出削減・吸収量の検証を行う機関はISO14065の認定を受けた第三者機関としています。
7	2 第1章1.4 プロジェクトの追加性	対象となるプロジェクトは、「追加性」を立証する必要があり、その評価基準として、エネルギー効率や機器・対策の普及率等が挙げられているが、大企業と中小企業では導入できる対策の水準に差異があるため、中小企業にも配慮した基準としていただきたい。	ポジティブリスト及び方法論においては、プロジェクト事業者の活動の規模等を考慮した上で条件や基準等を設定いたします。

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
8	2 第1章1.4 プロジェクトの追加性	「①プロジェクトごとの評価」の「デメリット」について、作業のプロセス・期間・コスト等について何も記載がないまま「実施費用が増大する」と記載するのはいかがか。オフセット・クレジット(J-VER)の認証に際し、どのようなプロセスになるかを明らかにするべき。	プロジェクトごとの評価を実施した場合の具体的なコスト等については、実施規則には示していませんが、クリーン開発メカニズム(CDM)の事例等を参考にしつつ、費用の検討を行いました。追加性立証方法の選定には、信頼性確保と費用とのバランスを考慮することが重要と考えられます。本制度では、ISOに準拠しつつ、プロジェクト事業者の申請にかかる費用を抑制するような仕組みとしています。オフセット・クレジット(J-VER)の認証に際してのプロセスについては、図2-1をご参照ください。
9	3 第1章1.5 本制度における追加性立証方法	ポジティブリストに記載されていないプロジェクトタイプの場合はプロジェクトごとの適格性の評価の可能性も残してもよいのではないかと。	気候変動対策認証センターにおいて、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般に受け付けますので、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における検討に資するよう、適宜御意見をお寄せいただきたいと思います。
10	4 第1章1.6 本制度に関連するルール等	「オフセット・クレジット(J-VER)モニタリング方法ガイドライン」「オフセット・クレジット(J-VER)検証ガイドライン」がまだ提示されていないが、いつごろ提示される予定か。	第6回「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」(VER検討会)において示し、速やかに公表いたします。
11	4 第1章1-7 本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則	本制度におけるプロジェクト計画・実施等に係る原則として、6原則が記載されているが、これを次の5原則とするべき。 ①適合性(Relevance) ポジティブリストに記載され、当該プロジェクト種類の適格性基準の要求事項に適合しており、適切な方法論が選択されていること。 ②正確性(Accuracy) プロジェクトとベースライン・シナリオに関連する温室効果ガスの排出源又は吸収源が方法論に則して漏れ、重複なく特定され、可能な限り偏りと不確かさを減らし、要求される精度が確保されていること。 ③継続性(Consistency) 同一の方法やデータ類を每期継続して使用し、クレジット期間において排出削減量又は吸収量が比較可能なように算定が行われていること。 ④保守性(Conservativeness) 温室効果ガス排出削減・吸収量が過大評価されないことを確実にするよう、保守的な仮定、係数等が選択されていること。 ⑤検証可能性(Verifiability) プロジェクト事業者が算定した温室効果ガス排出削減・吸収量が、方法論に即して算定されていることを第三者が容易に検証できるように、根拠資料等を整理して保管しておくこと。	ISO14064-2に示された6原則に沿って記述しておりますが、御指摘の点を踏まえ、可能な限り分かりやすい表現に修正いたします。
12	6 第2章2-1 体制	気候変動対策認証センター等が複雑に絡んでおり、プロジェクトの申請・認証のプロセスが難解だと思われる。より分かりやすいシステム、説明をお願いしたい。	御指摘の点を踏まえ、制度の内容を可能な限り分かりやすく説明できるよう、説明会の開催や、環境省及び気候変動対策認証センターのウェブページ( <a href="http://www.4cj.org">http://www.4cj.org</a> )等を通じて情報の提供に努めてまいります。
13	7 第2章2-2① ポジティブリスト、適格性基準、方法論の設計(排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法)の設定	対象とするプロジェクトの種類をポジティブリストに追加するためのモデル事業を継続して実施していただきたい。また、本制度に参加を希望するプロジェクト事業者が、自らのプロジェクトを提案できるなどの柔軟な仕組みとしていただきたい。なお、プロジェクト事業者の提案に当たっては、例えば、自治体が一定のスクリーニングを行うことも考えられる。	オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業の実施にあたっては、できる限り幅広い分野のプロジェクトを採択したいと考えております。モデル事業の中から波及効果が期待できるプロジェクト種類についてはできるだけ迅速にポジティブリストに追加していく予定です。また、気候変動対策認証センターにプロジェクト種類等に関する意見提出窓口を設置しますので、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における検討に資するよう、適宜御意見をお寄せいただきたいと思います。
14	7 第2章2-2① ポジティブリスト、適格性基準、方法論の設計(排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法)の設定	ポジティブリストの更新手順等についての記載がないため、明記すべき。	ポジティブリストは順次更新していく予定です。また、オフセット・クレジット(J-VER)創出モデル事業を公募する予定であり、モデル事業における検討結果を踏まえ、新規プロジェクトをポジティブリストに追加していく予定です。

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
15	7 第2章2-2① ポジティブリスト、適格性基準、方法論の設計(排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法)の設定	新たに適格性基準、方法論を策定する際にはパブリックコメントを経る必要があるとのことだが、どのくらいの期間を想定しているのか、パブリックコメントの結果をその後のプロセスにどう反映するつもりか。	新たな適格性基準及び方法論に係るパブリックコメントの期間については、現時点では10営業日を想定しておりますが、最終的にはオフセット・クレジット(J-VÉR)認証運営委員会の判断に委ねる方針です。パブリックコメントの結果を踏まえて、必要に応じて方法論パネルによる検討を経た上で、オフセット・クレジット(J-VÉR)認証運営委員会により採択いたします。
16	7 第2章2-2① ポジティブリスト、適格性基準、方法論の設計(排出削減・吸収量のモニタリング・算定方法)の設定	「認証センターはポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付ける」とあるが、具体的なスケジュール、方法如何。	本制度が発効次第、速やかに気候変動対策認証センターウェブページ( <a href="http://www.4cj.org">http://www.4cj.org</a> )上で方法をお知らせいたします。
17	9 第2章2.2.③-1 申請受付	補助金を受けている事業の追加性をどう考えるのか。受けなければ、その補助金が別の事業にまわされるというリーケージの問題が生じる。	補助金を受給している事業に対してオフセット・クレジット(J-VÉR)が発行されるのは、補助金のみでは当該事業が成立しないことが確認された場合のみとなるよう最大限配慮しております。
18	9 第2章2.2.③-1 申請受付	補助金を受けた場合のJ-VÉRの所有権は補助率にかかわらず、プロジェクト実施事業者に帰属すると解釈してよいか。	プロジェクト毎に、必要に応じてプロジェクト実施事業者と補助金拠出元との間で相談して決めていただくものと考えます。
19	9 第2章2.2.③-1 申請受付	バリデーションではパブリックコメントを経る必要があるとのことだが、パブリックコメントの結果をその後のプロセスにどう反映するつもりか。	パブリックコメントの結果を踏まえて、バリデーションチームによる検討を重ねた上で、オフセット・クレジット(J-VÉR)認証運営委員会により登録の可否について決定いたします。
20	9 第2章2.2.③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法	温室効果ガスの排出削減・吸収量の算定方法について、①過去の排出量との比較②一定効率等を基準として、当該設備を使用した場合の排出量との比較③現在使用している設備の継続利用した場合の排出量との比較の3種類の方法が示されているが、このうち①の過去の排出量との比較は、削減効果を適切に評価できないため、削除すべき。	過去排出量との比較による排出削減・吸収量の算定方法は、あくまでも一例です。例えば、多数の省エネ機器導入によるビル全体の省エネ活動等が想定されますが、過去排出量との比較による算定方法を使用することができるのは、プロジェクト実施前後で活動量に大幅な変化がないことが前提となります。各プロジェクトにおける排出削減・吸収量の算定方法については、方法論にて適切な方法を示します。
21	9 第2章2.2.③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法	算定方法はクレジットの信頼性を確保し、虚偽の排出削減を防止するため、原則、プロジェクト前排出量ープロジェクト後排出量とすべき。	実測データではなく、原単位や生産量に基づいて排出削減・吸収量を算定する場合、算定時に仮定等が含まれることによる恣意性が懸念されますが、本制度では恣意性を最小限に留めるよう方法論を作成していきます。また、プロジェクト実施前後の排出量に基づいて排出削減・吸収量を算定する方法のみとした場合、生産量等が増加傾向にある事業が本制度の対象にならなくなるというデメリットもあります。
22	10 第2章2.2.③-2 温室効果ガス排出削減・吸収量の算定方法	設備単位でモニタリングを行うケースとして3つの算定式が記載されているが、温室効果ガス排出削減・吸収量の算定はプロジェクト実施後の年度において、プロジェクトを実施しない(旧設備)で、生産量はプロジェクト実施後の生産量を用いて算出した推定のCO2排出量と比較することで算定されるべきであり、②の式のみが適切であると考えます。	温室効果ガス排出・吸収量の算定式は、クリーン開発メカニズム(CDM)の方法論を参考に示しておりますが、具体的には個別の方法論にて適切な算定式を示すこととしております。
23	11 第2章2.2⑤ モニタリング	事業所単位でモニタリングを行うケースにおいて、温室効果ガス排出削減・算出方法例として過去排出量比較を挙げているがこれは除く、もしくは消費原単位あたりの排出量に限定した方がよいのでは無いか。	

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
24	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	未来の想定吸収量をJ-VERとして発行することを認めるのか。	森林吸収プロジェクトに関する方法論等については現在検討中です。
25	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	「本制度では、2008年4月1日以降に開始したプロジェクトを対象にする」となっているが、プロジェクトの開始時期を削除願いたい。	2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトであっても、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることが認められる場合には、対象になります。ただし、原則として2008年4月1日以降に開始したプロジェクトに限定しているのは、既に実施済みのプロジェクトでは追加性がない可能性が高いためです。
26	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	J-VER発行対象期間を2012年度までとしているが、ポスト京都の枠組でも日本にGHG排出削減が義務付けられた場合、2013年度以降もJ-VER発行期間を延長する予定か。	オフセット・クレジット(J-VER)発行対象期間については、現時点では2013年以降の国際的な枠組が不明瞭であるため、2012年度までを対象としています。2013年以降における国際的な枠組に応じたオフセット・クレジット(J-VER)発行対象期間を見直す予定です。
27	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	「～の排出削減義務等順守目的への利用については各制度の運営者が決定することを妨げない」とあるが、これはつまりそれぞれのJ-VERをc-VERかv-VERを判断するのはJVETSなり他の制度の運営者という解釈でよいか。	御指摘の通り、各制度管理者が、オフセットクレジット(J-VER)の性質に応じて、当該制度における遵守目的として利用することを排除するものではありません。
28	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	J-VERの利用を促進するため、地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度においても利用できるようお願いしたい。	御指摘の点を踏まえ、今後、検討してまいります。
29	12 第2章2.2.⑧ オフセット・クレジット(J-VER)の発行	J-VERの用途について「各種規制(排出目標等)における適用如何は制度管理者の判断による」とあるが、これは京都議定書遵守約束や京都目標計画、先月募集を開始した国内排出量取引についても、制度管理者が理解を示せばその約束履行へJ-VERを充当することが可能、と理解してよいか。	御指摘のとおりです。ただし、排出量取引の国内統合市場の試行的実施については、制度管理者である政府において、少なくとも現時点ではオフセット・クレジット(J-VER)を活用することとはされておられません。
30	13 第2章2.2.⑨ オフセット・クレジット(J-VER)登録・管理	「環境省自主参加型国内排出量取引制度(JVETS)における登録簿の機能を活用する。」とあるが、c-VER、v-VERが混在しても問題ないのか。	現実では、オフセット・クレジット(J-VER)に名称を統一しており、混在するという事象そのものが発生しないようになっておりますので、問題ないものと考えております。
31	13 第2章2.2.⑨ オフセット・クレジット(J-VER)登録・管理	発行されたJ-VERの情報提供とともに、オフセット実施者により売却しやすくなるようシステムを検討していただきたい。	登録がなされたプロジェクトについては、プロジェクト名及び申請書内容をweb上で気候変動対策認証センターが公開することとなっております。カーボン・オフセットの取組を推進するため、発行されたオフセット・クレジット(J-VER)についての情報提供やオフセット実施企業とのマッチングの在り方については今後とも検討してまいります。
32	13 第2章2.2.⑨ オフセット・クレジット(J-VER)登録・管理	J-VERを誰かに販売した場合、当該売り手は、もはや削減を行ったとは主張できないことを明記すべき。	オフセット・クレジット(J-VER)の発行にあたっては、他の制度等における排出量の報告とのダブルカウントを避けるための所要の措置をとることとしておりますが、具体的な仕組みについては、今後も引き続き検討してまいります。

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
33	13 第2章2.2.⑩ プログラム認証	「⑩プログラム認証」では、例えばどのようなケースが想定されるのか。	グリーン電力認証制度や、自治体が実施する温室効果ガス排出削減・吸収に係る仕組み(プログラム)が想定されます。ただし、各プログラムと本制度との間で、ダブルカウントの回避が担保できることが前提となります。
34	全般について	全体的にクレジットの信頼性よりも普及に力点が置かれているが、本来は普及させるためにも、まず信頼性を十分確保することが重要ではないか。そのためにはプロジェクトタイプごとのバリデーションではなく、プロジェクト個々の十分な精査が必要不可欠ではないか。	御指摘の通り、本制度では信頼性の確保が最も重要と考えており、温室効果ガス排出削減・吸収量の算定・検証に係る基準であるISO規格に準拠したルールを構築しています。本制度では、プロジェクト事業者の申請における負担を軽減するため、プロジェクト種類ごとに明確な基準を設定し、当該基準による追加性のチェックを行うこととしています。したがって、基準はプロジェクト種類ごとに設定されますが、チェックそのものはプロジェクトごとに行われるため、信頼性も十分に確保されると考えています。
35	全般について	気候変動対策認証センターの仕事がカーボンオフセットに限定されるのであれば、名前をより限定的なものに変えるべき。	センター名称については、各方面の複数の専門家や関係者からのヒアリングを経て決定されたものであり、適切な名称であると聞いております。
36	全般について	バリデーション、登録申請、検証、認証、J-VER発行、登録簿口座開設については手数料がかかるのか。その費用は事業者の自己負担となるのか。また、手数料が必要な場合は、中小事業者の負担を軽減する措置を講じていただきたい。	気候変動対策認証センターが当該センターの事業として実施する部分については、必要最小限の実費程度を手数料として徴収する予定です。また、排出削減・吸収量の検証については、プロジェクト等によって検証費用が異なると考えられるため、当制度において規定する予定はありません。本制度の利便性の確保のため、手数料等の負担については、できる限り軽減してまいりたいと考えております。
37	全般について	検証機関による検証費用については事業者の自己負担となるのか。	プロジェクト事業者が御選択された検証機関に対して検証費用を支払うこととなります。複数のプロジェクト事業者が関与する場合は、関係者間での協議結果を踏まえ、負担額を分配することは可能です。
38	全般について	DOEは審査員のレベルの問題が浮上している。気候変動対策認証センターの場合は審査員の質をどう確保するのか。当センター自体の認定資格審査は不要か。方法論が厳密でない場合、審査員自身の能力に審査の信頼性が依存することとなる。	気候変動対策認証センター内の審査においては、まずは、当該業務を遂行可能な力量を持つ専門家が任にあたり、認証センター内の審査体制構築を進めていきたいと考えております。認証センター自体の認定資格審査については、各方面の専門家からのヒアリング等を踏まえ不要であると考えております。
39	全般について	プロジェクトリストを設定する機関が本当に柔軟に方法論変更に応じるのか、という点が心配に思われる。	方法論パネルによる検討を経た上で、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会により方法論変更を採択いたします。
40	全般について	理事選出等、内部のルールを公表してほしい。	オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会の運営規則については、委員会の審議を経て速やかに公表します。なお、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会の委員については、事務局において、制度管理者たる環境省と協議の上、VERやCERに関する様々な経験・知見又は力量を有する有識者等を選出いたします。
<b>オフセット・クレジット(J-VER)制度におけるポジティブリスト(案)について</b>			
	頁		

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
41	1. ポジティブリストの位置づけ	ポジティブリスト掲載プロジェクトの2行目の「以下、今後掲載を検討しているプロジェクト」として、4つのプロジェクトが列挙されているが、このままだと、最上位の産業新エネルギー対策の推進(グリーン電力証書)が最優先であるかのような印象を与えてしまうので、「順不同」等、4つのプロジェクトの検討が並行して行われる旨追記すべき。	御指摘を踏まえ、「2. ポジティブリスト掲載プロジェクト」の表下に、注意書きとして「順不同」と掲載します。
42	1. ポジティブリストの位置づけ	「本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定し、『ポジティブリスト』として登録する」とあるが、促進支援すべきタイプのプロジェクトの要素を明確にし、公表すべきではないか。	本制度で積極的に促進支援すべきプロジェクト種類を特定する観点としては、例えば下記が挙げられます。 ・政府の方針として促進することが定められているプロジェクト ・既存の制度等では促進が進まないプロジェクト ・副次的効果(森林保全、地域活性化等)が期待されるプロジェクト
43	2. ポジティブリスト掲載プロジェクト	グリーン電力を、証書+クレジットの双方を発行することは、排出削減クレジットの概念を根本から揺るがす方針であり、やめるべきであると考えられる。	プログラム認証については、各プログラムとオフセット・クレジット(J-VER)制度との間で、ダブルカウントの回避が担保できることを前提としています。よって、グリーン電力証書についても、本制度の利用によってダブルカウントが発生することはありません。
44	1. ポジティブリスト掲載プロジェクト	化石燃料から未利用林地残材への燃料代替についてはペレットに限定せず薪・チップ等も加えるべき。	新規プロジェクトのポジティブリストへの追加、当該プロジェクトの適格性基準の策定及び方法論の策定については、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現地調査に基づいてオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が行うこととしております。頂いた御意見については、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における検討の際の御参考にさせていただきます。
45	2. ポジティブリスト掲載プロジェクト	化石燃料から未利用林地残材への燃料代替についてもボイラーに限定せずストーブも加えるべき。	
46	1. ポジティブリスト掲載プロジェクト	化石燃料からバイオディーゼルへの燃料代替も加えるべき。	
47	1. ポジティブリスト掲載プロジェクト	フロンをノンフロンに切り替えるプロジェクトを対象に追加するべき。(特に回収・破壊が法制化されていない分野で大気放成型に属するエアゾール分野)	
48	2. ポジティブリスト掲載プロジェクト	源生林あしたばの二酸化炭素吸収能力(炭素固定能力)について、ポジティブリストに追加すべき。	
49	1. ポジティブリスト掲載プロジェクト	「高効率機器への転換」(産業・民生分野)を追加すべき。	
50	2. ポジティブリスト掲載プロジェクト	下水汚泥のエネルギー利用に関する方法論がポジティブリストに記載される目処、又は早期に記載させるにあたって事業者側でできることを教えていただきたい。	

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
51	1 2.ポジティブリスト掲載プロジェクト	当社は既に下水バイオマス利用に関する事業でVERを取得すべく準備を進めているが、現在案ではポジティブリストに記載されていないので、リストに載るまでまだ待つしかない状況なのか。	オフセット・クレジット(J-VER)制度では、オフセット・クレジット(J-VER)発行の対象となるプロジェクトの要件である「追加性」の立証方法として、制度運用側が採算性や実施状況等の現地調査に基づいて本制度にて積極的に促進支援すべきプロジェクトを特定して登録する「ポジティブリスト」方式を採用し、プロジェクト事業者が追加性立証を行う際の負担を低減することとしております。頂いた御意見については、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における検討の際の御参考にさせていただきます。
52	1 2.ポジティブリスト掲載プロジェクト	新エネルギー対策の推進(グリーン電力証書)について盛り込まれているが、グリーン電力証書の扱いや換算係数については、様々な考え方があり、今後議論していかねばいけない課題が多い。他のクレジットにおけるグリーン電力証書の扱いとの整合性を十分考慮すべき。	グリーン電力証書の取扱いについては、今後「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会(VER検討会)」で議論する予定です。
53	2~ <ポジティブリスト NO.1>	”燃料となるバイオマスは林地残材等の活用に配慮すること”に修正する。利用率が高くて他のバイオマスも”投資回収年数等を確認することでフリーライダーを最小限にすることができる”ことは変わりなく、またカーボンニュートラルな燃料であることにも変わりがない。	今回ポジティブリストとして掲載したプロジェクトは、林地残材の活用促進を目的としています。製材工場残材等は現状でも多く利用されているため、今回は現在利用率の低い林地残材を優先的に考慮しました。また、投資回収年数等を確認することでフリーライダーを最小限にすることは可能ですが、利用率が高いバイオマスを対象とした場合には、プロジェクト実施によって他の事業者におけるバイオマス利用量が減少するおそれもあるため、慎重に検討してまいります。
<b>オフセット・クレジット(J-VER)の排出削減・吸収量の算定及びモニタリングに関する方法論(案)</b>			
	頁		
54	3 6.2.2 電力消費によるプロジェクト排出量の算定	本方法論では、系統電力のCO2排出係数のデフォルト値の具体的な数値や考え方が示されていない。ポジティブリストへの掲載が検討されている「新エネルギー対策の推進」や「再生可能エネルギー設備導入」等を含め、各プロジェクトの方法論で使用する系統電力のCO2排出係数として、プロジェクトの実施により、実際に影響を受ける電源(マージナル電源)の排出係数を設定する必要がある。	
55	3 6.2.2 電力消費によるプロジェクト排出量の算定	「系統電力のCO2排出係数のデフォルト値」は、温対法の算定報告・公表制度に定める「全電源係数」の考え方で算定することによって、整合性を確保した制度とするべき。 なお、省エネ取組を適正に評価する観点から、一部の機器や対策のみ優遇評価する様なことのないよう、「ものさし」を一つとして、公平な信頼性のある制度とすることを要望。	電力の排出係数につきましては、地球温暖化対策推進法との整合性を図る観点から当面の間、プロジェクト事業者が適切と考える排出係数(地球温暖化対策推進法に基づき一般電気事業者及び特定規模電気事業者の排出係数として環境大臣及び経済産業大臣が公表する係数、一般電気事業者及び特定規模電気事業者並びにその団体等がそのホームページや環境報告書上で公表している係数、地球温暖化対策推進法に定めるデフォルト値(0.555kg-CO2/kWh)など)を利用することとし、「オフセット・クレジット(J-VER)モニタリング方法ガイドライン」において示します。今後、必要に応じて、各種の公的な検討結果を踏まえて見直しを図ってまいります。
56	3 6.2.2 電力消費によるプロジェクト排出量の算定	カーボン・オフセットフォーラム(J-COF)作成の「カーボン・オフセットの対象活動から生じるGHG排出量の算定方法ガイドライン」においては、「家庭部門及び業務部門のうち地球温暖化対策推進法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度の対象企業以外については、一般電気事業者(10社)の平均値である0.39kg/kWhを用いる。その他、温室効果ガス算定・報告・公表制度の対象企業で電力を提供している一般電気事業者及び特定規模電気事業者が特定可能な場合は、温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度で使用されている電力のCO2排出係数、又は把握できる係数を用いる」と定められている。方法論(案)においてはまだ具体的な排出係数が示されていないが、上記ガイドラインと整合を取るため、同じルールとするべきである。	



整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
57	5 本方法論に関するFAQ Q3	林地残材の運搬によるCO2排出量を考慮するとあるが、ベースラインでの化石燃料運搬分を計上しないと整合がとれない。更に輸送距離を比較すると、逆に排出量は低減しているはずであるので、考慮する必要はないではないか。	林地残材の運搬によるCO2は、プロジェクトで考慮すべき重要な排出活動の一つであると考えられます。また本制度の原則の一つである「保守性」、つまり温室効果ガス排出削減量が過大評価されないことを担保する観点や、CDMIにおける取扱いを参考に、排出削減量の算定の対象範囲に含めております。
58	6 別紙1:化石燃料の単位発熱量、排出係数のデフォルト値	化石燃料の単位発熱量、排出係数のデフォルト値について、出典を記していただきたい。	デフォルト値に関しましては、「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」及び「自主参加型国内排出量取引制度」で利用されている単位発熱量・排出係数に準拠しております。
59	その他	モニタリングプランの記入欄がないが、単なる掲載漏れか。	御指摘を踏まえ、第6回「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会」(VER検討会)における資料3-5の別紙として示します。
60	その他	同一のプロジェクトに対して適用できる、オフセット・クレジット(J-VER)制度上の方法論と国内クレジット制度上の方法論は整合を取る予定か。	オフセット・クレジット(J-VER)制度と国内クレジット制度とは、制度の趣旨・目的や創出されるクレジットの性質が異なっているため、方法論についてもそれぞれの制度運営者が判断して策定(承認)・公表することになります。
<b>その他、制度全般的な事項について</b>			
	頁		
61		J-VERは、AAUIにリンクしないのであるならば、J-VER生成活動のあるなしにかかわらず、日本の京都議定書目標を過不足なく達成すること自体は影響を受けないはずである。そのことをどこかに明記すべき。	オフセット・クレジット(J-VER)の遵守目的への利用については、各制度の管理者の判断によって活用することを排除するものではありませんが、京都議定書遵守約束については、京都議定書上直接利用できるクレジットはあくまでもAAUやCER等の京都クレジットのみであり、オフセット・クレジット(J-VER)は、その活用に伴って国内の削減・吸収活動を促進することにより、結果として京都議定書の目標達成に貢献するものです。
62		カーボン・オフセットに用いられるVERの認証基準に関する検討会(第5回、8月27日開催)においてはVERをC-VERとV-VERに区別する案が紹介されたが、これらと今回のJ-VERはどのような関係にあるのか。	オフセット・クレジット(J-VER)は、カーボン・オフセットなど自主的な取組に用いられることを主眼としていますが、市場流通するクレジットとして一定の信頼性が確保されたものであり、各制度の運営者(自治体等)の判断により、当該制度の削減義務等の遵守において活用されることも想定されます。
63		会計上、税法上の取扱いについてはどのような予定で取り組んでいくのか。	今後、関係当局と調整を行い、可及的速やかにその取扱いについて結論を出す予定です。
64		適宜ポジティブリストや運用面での変更を加えていくべきものとする。各分野で本制度に期待している主体がいることを念頭に、排他的ではなく、柔軟な制度設計をしていただきたい。	新規プロジェクトのポジティブリストへの追加、当該プロジェクトの適格性基準の策定及び方法論の策定については、プロジェクト実施のニーズ等を踏まえ、採算性や実施状況等の現地調査に基づいてオフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会が行うこととしております。また、気候変動対策認証センターでは、ポジティブリストのプロジェクト種類、適格性基準及び方法論に関する意見を広く一般より受け付けることとしておりますので、オフセット・クレジット(J-VER)認証運営委員会における検討に資するよう、適宜御意見をお寄せいただきたいと考えます。
65		国内の植林や間伐によるCO2吸収量を認定してほしい。	地球・森林アクションプランを踏まえ、「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会(VER検討会)」の下にWGを設置して、森林吸収のクレジット認証の在り方について集中的に検討しているところです。

整理番号	該当箇所	指摘事項の概要	指摘事項への対応
66		VER検討会において、グリーン電力・海外のVERや新規植林(海外)の取扱について議論し、本制度の対象とするべき。	御指摘の点については、今後「カーボン・オフセットに用いられるVER(Verified Emission Reduction)の認証基準に関する検討会(VER検討会)」で議論する予定です。
67		経団連自主行動計画、排出量取引の試行的実施、温対法等への反映については今後検討していくのか。	御指摘の点については、今後、必要に応じて検討する予定です。
68		排出量取引の国内統合市場の試行的実施における削減約束に対してJ-VERを充当できるか。	少なくとも現時点では、オフセット・クレジット(J-VER)を、排出量取引の国内統合市場の試行的実施における目標達成のために用いることはされていません。
69		試行国内排出量取引制度でカバーされている排出源は除くべきではないか。	制度間のダブルカウントへの対応については、今後、必要に応じて検討する予定です。
70		既に実施されている国内クレジット制度との違いを明確にしていきたい。	国内クレジットは、自主行動計画を策定している大企業等が、自主行動計画を策定していない中小企業等と協働(共同)でプロジェクトを実施し、当該プロジェクトによる認証された排出削減量を大企業等が自主行動計画の目標達成に活用できるとの仕組みです。 一方、オフセット・クレジット(J-VER)は、個人、企業等による自主的なカーボン・オフセットに用いられることを主眼に、市場流通可能なクレジットを創出するものです。プロジェクト事業者の判断により、どちらの制度を活用するかを選択するものでありますが、排出削減量のダブルカウントを防ぐ観点から、国内クレジットが創出された排出削減量について、本制度を利用してクレジットを創出することはできません。 また、オフセット・クレジット(J-VER)制度では、今後、森林整備等によるCO2吸収量をクレジットとして認証する基準について検討中であり、対象プロジェクトの分野についても両制度は異なっていると言えます。
71		ISOに準拠する方針はよいと思うが、認証機関やプロセスまでISO認証会社が行うのか。	オフセット・クレジット(J-VER)の認証については、ISO認定企業ではなく、気候変動対策認証センターが行います。
72		国内クレジット制度のクレジットは、カーボンオフセットに使えるのか。	頂いた御意見は、今回の意見募集の対象外となりますので、回答は差し控させていただきます。